

歯科衛生士養成所自己点検表

養成施設名:
 課程の別: 昼間・夜間・通信・その他()
 修業年限: ()年

施行令…歯科衛生士法施行令
 指定規則…歯科衛生士学校養成所指定規則
 指導要領…岐阜県歯科衛生士養成所指導要領

本表は養成施設等の適正な管理・運営に資するため作成したものであり、定期的に更新を行いますが、諸般の事情により更新が遅れる場合もありますので、各養成施設等においては直近の法令や通知等によりご確認のうえ、ご活用ください。(平成27年4月1日作成、令和4年10月1日改正)

点検項目		判定	確認書類
1	学生に関する事項		
	(1) 学則に定めた定員を遵守しているか。(指導要領4(1))		項 格 類 定 料 定 料
	(2) 入所資格を有しないものを入所させていないか。(指定規則第2条第1号) ①学校教育法第90条第1項に掲げるものであること。 (歯科衛生士法第12条第1項に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学において、当該大学が学校教育法90条第2項の規定により同校に規定する者を当該大学場合を含む。)		
	(3) 入学資格の審査及び入学の選考が適正に行われているか。(指導要領4(2))		
	(4) 学生の出席状況が確実に把握できているか。(指導要領4(4))		
	(5) 入所、進級、卒業、成績、出席状況が把握できているか。(指導要領4(5))		
	(6) 入学時の健康状態の把握措置を講じているか。(指導要領4(6))		
(7) 他の学校等における、既			

卒業証明書又は卒業証書の写しをもって入学資格を確認すること。
 ※成績証明書は成績に関する書類となり、卒業見込み証明書は卒業を確定させるものではないため、入学資格の確認書類とみなさない。

定員に対して1割までの超過は可だと認識している養成所が多く存在するが、定員が1人でも超過すれば指導の対象となる。また、留年する学生がいる場合、その学生も含めて、学年定員を超過しないよう入学生を受け入れること。
 ※定員30名の養成所で1学年に留年する学生が5名いる場合、入学生は25人までしか受け入れられない。

歯科衛生士養成所自己点検表

点検項目	判定	確認書類																																																																						
<p>2 施設設備等に関する事項</p> <p>(1) 指定規則等で備えることとなっている部屋があるか。(①、②を満たすこと。)</p> <p>①普通教室(同時に授業を行う学級の数を下らない数。専用であること。(指定規則第2条第5の2号)) ○学生1名につき1.65㎡以上、かつ、1教室の総面積は、24.75㎡以上であること。 (指導要領7(2)イ)</p> <p>②基礎実習室及び実験室(適当な広さ。専用であること。(指定規則第2条第6号)) ○学生1名につき2.31㎡以上、かつ、1室の総面積は34.65㎡以上であって、電気、ガス、水道及び換気等の設備が設けられていること。(指導要領7(2)ウ) ○エックス線を扱う実習(実験)室には、関係法令に定める障害防止の措置を講ずるとともに、所定の手続きを行うこと。(指導要領7(2)キ)</p>	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>	<p>申請時の 平面図</p> <p>校舎各室の 一覧表</p> <p>備品類目録</p> <p>図書目録</p>																																																																						
<p>(2) 以下の部屋が設けられているか。(①、②を満たすこと。)</p> <p>①図書室を有すること。(指導要領7(2)オ) ○図書室の面積は学生の図書閲覧に必要な閲覧機の配置及び図書の格納のために十分な広さを有すること。 ○図書室の効果を確保するためには、他施設との兼用は望ましくない。</p> <p>②教員室、保健室、専用の更衣室(ロッカー室)、標本・機械・器具・材料を保管する室、実習に関する準備室及び視聴覚室を有することが望ましい。(指導要領7(2)カ)</p>	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>																																																																							
<p>(3) 以下の機械器具、標本及び模型を有しているか。 (指定規則第2条第7号、指導要領7(3)ア、7(3)イ、別表2)</p>	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="217 1010 1290 1048">品名</th> <th data-bbox="1298 1010 1538 1048">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1 機械器具等</td> </tr> <tr><td>高圧滅菌器</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>乾熱滅菌器</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>血圧計</td><td>学生数の5分の1以上</td></tr> <tr><td>冷凍冷蔵庫</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>ユニット(歯科用吸引器を含む)</td><td>学生数の5分の1以上</td></tr> <tr><td>電気エンジン(ユニットとは別途)</td><td>学生数の5分の1以上</td></tr> <tr><td>歯科用タービン</td><td>2以上</td></tr> <tr><td>超音波歯石除去器</td><td>学生数の5分の1以上</td></tr> <tr><td>超音波洗浄器</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>紫外線器具保管箱</td><td>適当数</td></tr> <tr><td>歯科用エックス線装置</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>エックス線フィルム自動現像器</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>歯科用シャーカステン</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>ファントム</td><td>学生数</td></tr> <tr><td>酸素吸入器</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>口腔外科処置用器具一式</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>矯正処置用器具一式</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>補綴処置用器具一式</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>保存処置用器具一式 (歯髄診断器・電氣的根長測定器・電動式アマルガム練和器等を含む)</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>予防処置器具一式(各種フッ化物塗布器を含む)</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>歯科保健指導器具(顕微鏡・う蝕活動性試験装置等)</td><td>学生数の5分の1以上</td></tr> <tr> <td colspan="2">2 標本及び模型</td> </tr> <tr><td>人体骨格模型</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>人体解剖模型</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>頭蓋骨模型</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>歯牙着脱顎模型(乳歯列及び永久歯列用)</td><td>学生数の2分の1以上</td></tr> <tr><td>歯列発育顎模型</td><td>適当数</td></tr> <tr><td>歯科保健指導器具(歯磨指導用顎模型・病態図、模型等)</td><td>学生数の5分の1以上</td></tr> <tr><td>救急蘇生法実習モデル</td><td>1以上</td></tr> <tr> <td colspan="2">3 その他</td> </tr> <tr><td>プロジェクター</td><td>適当数</td></tr> <tr><td>VTR装置一式(ビデオテープレコーダー・モニター装置・カメラを含む)</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>口腔内撮影用カメラ(付属品も含む)</td><td>1以上</td></tr> </tbody> </table>	品名	数量	1 機械器具等		高圧滅菌器	1以上	乾熱滅菌器	1以上	血圧計	学生数の5分の1以上	冷凍冷蔵庫	1以上	ユニット(歯科用吸引器を含む)	学生数の5分の1以上	電気エンジン(ユニットとは別途)	学生数の5分の1以上	歯科用タービン	2以上	超音波歯石除去器	学生数の5分の1以上	超音波洗浄器	1以上	紫外線器具保管箱	適当数	歯科用エックス線装置	1以上	エックス線フィルム自動現像器	1以上	歯科用シャーカステン	1以上	ファントム	学生数	酸素吸入器	1以上	口腔外科処置用器具一式	1以上	矯正処置用器具一式	1以上	補綴処置用器具一式	1以上	保存処置用器具一式 (歯髄診断器・電氣的根長測定器・電動式アマルガム練和器等を含む)	1以上	予防処置器具一式(各種フッ化物塗布器を含む)	1以上	歯科保健指導器具(顕微鏡・う蝕活動性試験装置等)	学生数の5分の1以上	2 標本及び模型		人体骨格模型	1以上	人体解剖模型	1以上	頭蓋骨模型	1以上	歯牙着脱顎模型(乳歯列及び永久歯列用)	学生数の2分の1以上	歯列発育顎模型	適当数	歯科保健指導器具(歯磨指導用顎模型・病態図、模型等)	学生数の5分の1以上	救急蘇生法実習モデル	1以上	3 その他		プロジェクター	適当数	VTR装置一式(ビデオテープレコーダー・モニター装置・カメラを含む)	1以上	口腔内撮影用カメラ(付属品も含む)	1以上		
品名	数量																																																																							
1 機械器具等																																																																								
高圧滅菌器	1以上																																																																							
乾熱滅菌器	1以上																																																																							
血圧計	学生数の5分の1以上																																																																							
冷凍冷蔵庫	1以上																																																																							
ユニット(歯科用吸引器を含む)	学生数の5分の1以上																																																																							
電気エンジン(ユニットとは別途)	学生数の5分の1以上																																																																							
歯科用タービン	2以上																																																																							
超音波歯石除去器	学生数の5分の1以上																																																																							
超音波洗浄器	1以上																																																																							
紫外線器具保管箱	適当数																																																																							
歯科用エックス線装置	1以上																																																																							
エックス線フィルム自動現像器	1以上																																																																							
歯科用シャーカステン	1以上																																																																							
ファントム	学生数																																																																							
酸素吸入器	1以上																																																																							
口腔外科処置用器具一式	1以上																																																																							
矯正処置用器具一式	1以上																																																																							
補綴処置用器具一式	1以上																																																																							
保存処置用器具一式 (歯髄診断器・電氣的根長測定器・電動式アマルガム練和器等を含む)	1以上																																																																							
予防処置器具一式(各種フッ化物塗布器を含む)	1以上																																																																							
歯科保健指導器具(顕微鏡・う蝕活動性試験装置等)	学生数の5分の1以上																																																																							
2 標本及び模型																																																																								
人体骨格模型	1以上																																																																							
人体解剖模型	1以上																																																																							
頭蓋骨模型	1以上																																																																							
歯牙着脱顎模型(乳歯列及び永久歯列用)	学生数の2分の1以上																																																																							
歯列発育顎模型	適当数																																																																							
歯科保健指導器具(歯磨指導用顎模型・病態図、模型等)	学生数の5分の1以上																																																																							
救急蘇生法実習モデル	1以上																																																																							
3 その他																																																																								
プロジェクター	適当数																																																																							
VTR装置一式(ビデオテープレコーダー・モニター装置・カメラを含む)	1以上																																																																							
口腔内撮影用カメラ(付属品も含む)	1以上																																																																							
<p>(4) 図書は1000冊以上、そのうち半数以上は専門図書であるか。雑誌は1巻を1冊として算定しているか。 (指導要領7(3)ウ)</p>	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>																																																																							
<p>(5) 承認されていない部屋を使用していないか。また、承認のない変更を行っていないか。 (施行令第4条第1項、指定規則第4条第1項)</p>	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>																																																																							

歯科衛生士養成所自己点検表

点検項目	判定	確認書類
<p>3 教員等に関する事項</p> <p>(1) 教員及び専任教員の数は不足していないか。(指定規則第2条第4号、第4の2号、第4の3号) (①～③をすべて満たすこと。)</p> <p>①指定規則別表に掲げる教育内容を教授するために適当な数の教員を有し、かつ、そのうち2人以上は歯科医師であるか。</p> <p>②教員のうち4人(1学年2学級以上の場合、(学級数-1)×3を加えた数)以上は歯科衛生に関し相当の経験を有する歯科医師又は歯科衛生士である専任教員であること。 ○歯科医師又は歯科衛生士である専任教員の数は、学校又は養成所の設置年度については2人以上(1学年2学級以上の場合、学級数-1を加えた数) ○歯科医師又は歯科衛生士である専任教員の数は、学校又は養成所の設置翌年度については3人以上(1学年2学級以上の場合、(学級数-1)×2を加えた数)</p> <p>③歯科医師又は歯科衛生士である専任教員のうち3人以上は、免許を受けた後4年以上法第2条に規定する業務を業として行った歯科衛生士(以下「業務経験4年以上の歯科衛生士」)であること。 ○業務経験4年以上の歯科衛生士である専任教員の数は学校又は養成所の設置年度については1人以上 ○業務経験4年以上の歯科衛生士である専任教員の数は学校又は養成所の設置翌年度については2人以上</p>	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>	<p>教員一覧</p>
<p>(2) 1教員の担当授業時間数は、過重にならないよう1人1週間あたり15時間を標準とすること。(指導要領5(4))</p>	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>	
<p>(3) 教員はその担当科目に応じ、それぞれ相当の学識経験を有する歯科医師、歯科衛生士又はこれと同等以上の学識を有する者であること。(指導要領5(5))</p>	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>	

教員資格が確認できる書類(履歴書、資格証等)を適切に保管すること。資格証等は原則として原本で確認を行うこと。

歯科衛生士養成所自己点検表

点検項目			判定	確認書類
4	教育に関する事項		□ 適・否 □	・教育課程表 ・シラバス
(1) 教育の内容は以下の内容以上か。(指定規則別表、指導要領6(1)、別表1)				
	教育内容	単位数	教育の目標	
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	10	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的・論理的思考力を育て、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。人間を幅広く理解できる内容とし、人間関係論、カウンセリング論と技法等を含む内容とする。国際化及び情報化社会に対応しうる能力を育成する。生命科学等の分野の理解を深める内容を含むことが望ましい。職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解させ、人権意識の普及・高揚が図られるような内容を含むことが望ましい。	
	小計	10		
専門基礎分野	人体(歯・口腔を除く。)の構造と機能 歯・口腔の構造と機能 疾病の成り立ち及び回復過程の促進	15	人体並びに歯・口腔の構造と機能及び心身の発達を系統だてて理解し、健康・疾病について、その予防と回復過程に関する知識を習得し、併せて観察力、判断力を培う内容とし、解剖学、生理学、病理学、微生物学、薬理学等を含むものとする。	
	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	7	人々の歯・口腔の健康に関するセルフケア能力を高めるために必要な教育的役割や、地域における関係諸機関等との調整能力を培う内容とし、口腔衛生学、公衆衛生学、衛生行政・社会福祉及び関係法規等を含むものとする。	
		22		
専門分野	歯科衛生士概論	2	歯科衛生士の意義、業務の枠組みと理論を理解し、職業倫理を高める態度を養う内容とする。	
	臨床歯科医学	8	歯科医療の概要とその診療補助の基礎的理論や基礎的技術を学ぶ内容とする。高齢者や要介護者、障害者等を対象とした歯科医療における診療補助の能力を養えるような内容とする。	
	歯科予防処置論	8	生涯を通じた継続的な口腔保健管理について十分に理解させ、疾患やライフステージ別の予防法や予防システムの構築を学ぶとともに、業務記録の記載法や記録の必要性の理解を深める内容とする。	
	歯科保健指導論	7	ライフステージ毎に多様な生活環境・健康状態にある個人および集団に対して、専門的な立場から歯科保健指導・教育の支援ができる能力を養えるような内容とする。	
選 択 分 野 必 修	<p>テストを授業時間に含めることはできるが資格を有する教員による監督及び時間数を満たすことが必要。 (授業時間としてみなせない例) ①試験監督が事務職員→無資格教員による授業 ②テストの時間数が2時間と計上されているが、実際は60分で行っていた→1時間分の授業時間不足 ※①、②ともに補講の対象</p>		<p>医療の一員として歯科診療補助業務の基礎的基礎的技術を習得する内容とする。技術を歯科臨床や地域保健に活用し、理論と実践を結びつけて理解する。所において独自に編成し、実施する。</p>	<p>臨地実習は実践活動の場において行う実習のみを指すため、校内での実習は実習時間に含めることはできない。 ※臨地実習は病院等の臨床実習施設での実習(全体の3分の2以上)と介護老人保健施設等の臨地実習施設での実習(全体の3分の1以下)で構成すること。</p>
(2) 実際の授業時間数が学則で定める時間数より少なくないか。			□ 適・否 □	
○講義及び演習についてはおおむね15時間から45時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。(指導要領6(3)ア(ア))				
○臨床実習については1単位45時間の実習とすること。実習時間の3分の2以上は病院、診療所、歯科診療所において行うこと。(指導要領6(3)ア(イ))				1名でも超過していれば、もう1クラス設けること。 ※留年する学生を含めて学級定員を超過する場合も、2クラス設けなければならない。
(3) 1学級の定員が50名以内となっているか。(指定規則第2条第5号)				
(4) 各科目の修得状況が不十分な者について単位認定した事例はないか。(指導要領6(3)イ(ア))				
○学則で定める必要出席時間数に満たない者が単位認定されていないか。				

歯科衛生士養成所自己点検表

点検項目	判定	確認書類																						
<p>5 実習に関する事項</p> <p>(1) 臨床実習を行う病院等は診療室のほか、学生控室及び以下の設備・機械器具を備えているか。 (指導要領8(2)ウ、別表3)</p> <table border="1" data-bbox="234 336 1243 768"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニット(歯科用タービン・歯科用吸引器を含む。)</td> <td>3台以上であって 学生数の2分の1以上</td> </tr> <tr> <td>歯科用エックス線装置</td> <td>1以上</td> </tr> <tr> <td>パノラマエックス線撮影装置</td> <td>1以上</td> </tr> <tr> <td>超音波歯石除去器</td> <td>1以上</td> </tr> <tr> <td>フッ化物塗布器具</td> <td>適当数</td> </tr> <tr> <td>超音波洗浄器</td> <td>1以上</td> </tr> <tr> <td>高圧滅菌器</td> <td>1以上</td> </tr> <tr> <td>紫外線器具保管箱</td> <td>適当数</td> </tr> <tr> <td>歯科保健指導器具 (顕微鏡・歯磨指導用顎模型・病態図、模型等)</td> <td>適当数</td> </tr> <tr> <td>学生用ロッカー</td> <td>学生数</td> </tr> </tbody> </table> <p>※学生数とは、同時に実習を行う学生の数をいう。</p> <p>(2) 指導教員は、歯科衛生に関し相当の経験を有する歯科医師又は歯科衛生士とし、そのうち少なくとも1人は免許を受けた後4年以上業務に従事し、十分な指導力を有する者であるか。(指導要領8(2)ア)</p> <p>(3) 指導教員数は、少なくとも歯科医師及び歯科衛生士各1名以上であって、1施設あたりの学生数は2名以上とすること。なお、歯科医師及び歯科衛生士各1名の場合の学生数は、3名を標準とすること。(指導要領8(2)イ)</p> <p>(4) 実習施設には臨床実習施設としての病院、診療所、歯科診療所のほか、臨床実習施設以外の実習施設としての介護老人保健施設、介護老人福祉施設、保健所、保育所その他の社会福祉施設等を含むか。 (指導要領8(1))</p>	品名	数量	ユニット(歯科用タービン・歯科用吸引器を含む。)	3台以上であって 学生数の2分の1以上	歯科用エックス線装置	1以上	パノラマエックス線撮影装置	1以上	超音波歯石除去器	1以上	フッ化物塗布器具	適当数	超音波洗浄器	1以上	高圧滅菌器	1以上	紫外線器具保管箱	適当数	歯科保健指導器具 (顕微鏡・歯磨指導用顎模型・病態図、模型等)	適当数	学生用ロッカー	学生数	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>	<p>・実習施設一覧表</p>
品名	数量																							
ユニット(歯科用タービン・歯科用吸引器を含む。)	3台以上であって 学生数の2分の1以上																							
歯科用エックス線装置	1以上																							
パノラマエックス線撮影装置	1以上																							
超音波歯石除去器	1以上																							
フッ化物塗布器具	適当数																							
超音波洗浄器	1以上																							
高圧滅菌器	1以上																							
紫外線器具保管箱	適当数																							
歯科保健指導器具 (顕微鏡・歯磨指導用顎模型・病態図、模型等)	適当数																							
学生用ロッカー	学生数																							
<p>6 変更承認及び届出その他に関する事項</p> <p>(1) 変更承認若しくは届出書の提出が必要とされる学則等の変更について、必要な手続きを経ずに変更し、運用していないか。(施行令第4条、指定規則第4条)</p> <p>①変更にあたり事前に承認が必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○修業年限の変更 ○学科課程の変更 ○入学定員の変更 ○校舎の各室の用途及び面積の変更 ○実習施設の変更 <p>②変更後1ヶ月以内届出が必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○設置者の氏名及び住所 ○養成施設の名称、所在地 ○学則(修業年限、教育課程、入学定員の変更は事前に承認申請が必要) 	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>	<p>・過去の申請書類</p> <p>・過去の提出届書類</p>																						

歯科衛生士養成所自己点検表

点検項目	判定	確認書類
7 その他 (1) 原則として、専任の事務職員を置いているか。(指導要領5(6)) (2) 養成施設として業務の自己点検を行い、改善に努めているか。 (3) 養成所の経理が他と明確に区分されていること。(指導要領2(3)) (4) 会計帳簿等収支状態を明らかにする書類が整備されていること。(指導要領2(4)) (5) 入学料、授業料及び実習費等は学則に定める額とし、寄附金その他の名目で不当な金額を徴収していないか。(指導要領2(5))	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	・組織図 ・資産原簿 ・出納簿 ・予算決算書 ・学則 ・募集要項
点検結果に係るコメント(否となった項目についての原因と改善点等を記載)		

※記載要領

- ① 事項ごとに小項目(「適否」の文字が小さいもの)→大項目(「適否」の文字が大きいもの)の順に適否の判定を行う。
- ② 判定は確認書類との突合により実施し、法令に基づき適切に実施されている場合は「適」、そうでない場合は「否」とする。
- ③ 小項目に1つでも「否」がチェックされた場合は大項目も「否」とする。
- ④ 確認事項の判定は設置者自らが行うこととするが、補助者を置くことは差し支えない。
 なお、補助者を置く場合は、設置者が判定内容を把握しその実施に責任を負うものとする。

実施日： 年 月 日

設置者氏名：

記載者氏名：